

○福島県建築基準法施行条例

昭和二十六年八月七日

福島県条例第六十号

〔福島県建築基準条例〕を県議会の議決を経て次のように定める。

福島県建築基準法施行条例

(平一二条例一四六・改称)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 敷地及び道路（第三条—第五条）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 適用の範囲（第六条）

第二節 学校（第七条・第八条）

第二節の二 体育館、ボーリング場、スケート場等（第九条・第十条）

第三節 共同住宅、寄宿舎及び長屋（第十一条—第十六条）

第四節 百貨店、マーケット、市場及び物品販売業を営む店舗（第十七条—第二十条）

第五節 自動車車庫及び自動車修理工場（第二十一条—第二十六条）

第六節 ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿（第二十七条—第二十九条）

第七節 公衆浴場（第三十条—第三十二条）

第八節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第三十三条—第四十条の五）

第八節の二 展示場（第四十条の六・第四十条の七）

第九節 その他の特殊建築物（第四十一条—第四十三条）

第三章の二 特別の配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造（第四十三条の二—第四十三条の十）

第三章の三 災害危険区域（第四十三条の十一・第四十三条の十二）

第三章の四 中高層建築物の日影時間の指定（第四十三条の十三）

第四章 雑則（第四十四条—第四十七条の十三）

第五章 罰則（第四十八条—第五十条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定及び同条第二項の規定による災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による中高層の建築物の日影時間の指定並びに法第八十八条第一項において準用する法第四十条の規定による工作物に関する制限の付加等に関しては、この条例の定めるところによる。

（昭四六条例五五・全改、昭五二条例四五・平一二条例一四六・平三〇条例七七・一部改正）

（適用除外）

第二条 この条例は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村が法第三十九条第一項及び第二項、法第四十条、法第四十三条第三項、法第五十六条の二第一項並びに法第八十八条第一項において準用する法第四十条の規定に基づく条例でこの条例の規定に相当する内容の制限の付加及び指定をしたときは、その制限の付加及び指定の効力が発生した時から、当該市町村の区域については、適用しない。

2 この条例中次条から第四条まで、第十七条、第二十一条、第二十二条、第三十四条及び第四十三条の十三の規定は、都市計画区域外の地域については、適用しない。

（昭四六条例五五・全改、昭五二条例四五・平七条例三五・平一二条例一四六・平三〇条例七七・一部改正）

## 第二章 敷地及び道路

（角地の建築制限）

第三条 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所を有する場合において、当該箇所における一以上の道路の幅員（歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の幅員）が六メートル未満であるときは、当該箇所の内角にある敷地においては、当該角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分に、又は当該部分に突出して、建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし、これらの道路に当該角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を含むすみ切りがある場合、当該内角が百二十度以上である場合又は当該二等辺三角形の部分を含む幅員二メートル以上の歩道が設けられている場合は、この限りでない。

（昭四六条例五五・全改）

（路地状敷地の形態）

第三条の二 建築物の敷地が当該敷地の路地状部分のみによつて道路に接する場合には、当該路地状部分の幅員は、当該路地状部分の長さに応じて、次の表に掲げる幅員以上としなければならない。ただし、建築物の配置、用途及び構造、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

敷地の路地状部分の長さ	幅員
二十メートル以下のもの	二メートル
二十メートルを超えるもの	三メートル

2 建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、それらの延べ面積の合計とする。）が五百平方メートルを超えるものの敷地に対する前項の規定の適用については、同項の表中「三メートル」とあるのは、「四メートル」とする。

（平一二条例一四六・追加）

（建築物の敷地と道路との関係）

第四条 法第四十三条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当する建築物（特殊建築物にあつては、第六条各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、それらの床面積の合計）が二百平方メートルを超えるものに限る。）の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に四メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（昭四六条例五五・全改、昭五九条例二三・平一二条例一四六・平三〇条例七七・一部改正）

（がけ）

第五条 この条において「がけ」とは、地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地をいい、「がけ高」とは、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ二メートルを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の二倍以内の場所に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない

一 堅固な地盤を切つて斜面とするがけ又は特殊な構造によるがけで安全上支障がないと認められる場合

二 がけの下に建築物を建築する場合において、当該建築物とがけ下端との水平距離が二十メートルを超える場合

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域又は同法第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域に建築する場合

3 前項の擁壁の構造は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百四十二条の規定によるほか、土の摩擦角が三十度以下(土質が堅固で支障がない場合は四十五度以下)で基礎と地盤との摩擦係数が〇・三以下(土質が良好で支障がない場合は〇・五以下)の場合にも安全でなければならない。

4 擁壁を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。

一 壁面の面積三平方メートル以内ごとに耐水材料を用いた水抜穴を設けること。

二 水抜穴の裏面の周辺その他必要な箇所に砂利等の透水性の層を設けること。

5 前項の擁壁の上部又はがけの上部若しくは斜面の上部には、適当な排水設備を設けなければならない。

(昭五九条例二三・全改、平一七条例一二二・平二六条例一一〇・一部改正)

### 第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

#### 第一節 適用の範囲

第六条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物について適用する。

一 学校(専修学校及び各種学校を含む。)

二 体育館又は令百十五条の三第二号に掲げるもの

三 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。 )又は児童福祉施設等(令第十九条第一項第一号に掲げる児童福祉施設等をいう。)

四 共同住宅、寄宿舎又は長屋

五 ホテル、旅館、簡易宿所又は下宿

六 百貨店、マーケット、市場又は物品販売業を営む店舗

七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(その階における客席の床面積の合計が二百平方メートル以内のものを除く。)

八 展示場(当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以内のものを除く。)

九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、待合、料理店、飲食店又は遊技場

十 公衆浴場

十一 倉庫

十二 自動車車庫又は自動車修理工場(当該用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル未満のものを除く。)

十三 工場

(昭四六条例五五・全改、昭五二条例四五・昭五九条例二三・昭六二条例六一・平五条例三一・平七条例三五・平一二条例一四六・一部改正)

第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第七条 小学校、義務教育学校、特別支援学校及びこれらに類する各種学校にあつては、建築物の四階以上に教室その他の児童又は生徒(義務教育学校の後期課程に就学している生徒を除く。)が使用する居室(以下この条において「教室等」という。)を設けてはならない。ただし、小学校及び義務教育学校にあつては、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

一 教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路(排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。)に排煙設備を設けていること。

二 各階の居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。

三 各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

(平一二条例一四六・全改、平一七条例一二二・平一九条例三五・平二七条例一三七・一部改正)

第八条 削除

(平一二条例一四六)

第二節の二 体育館、ボーリング場、スケート場等

(屋外への出口)

第九条 体育館又は令第百十五条の三第二号に掲げる用途に供する特殊建築物の避難階における屋外への出口は、次に定めるところによらなければならない。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以内のもの避難階における屋外への出口については、この限りでない。

- 一 避難上有効な位置に、道路に面し、又は道路に通ずる敷地内の通路（出口の幅以上の幅を有し、かつ、避難上有効に通じているものに限る。）に面して、二以上設けること。
- 二 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 三 戸は、内開きとしないこと。

（昭四六条例五五・追加、昭六二条例六一・平五条例三一・一部改正）

## 第十条 削除

（平七条例三五）

### 第三節 共同住宅、寄宿舎及び長屋

（耐火構造等でない建築物の上階への共同住宅の設置の禁止）

第十一条 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上のものは、第六条第六号から第十三号までの建築物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）の上階に設けてはならない。

- 一 法第二条第九号の二イに規定するもの
- 二 法第二条第九号の三イに規定するもの
- 三 法第二条第九号の三口に規定するもの（直上階の床を耐火構造とした場合に限る。）

（平五条例三一・全改）

（直通階段）

第十二条 共同住宅又は寄宿舎の共用の令第百二十条又は令第百二十一条の規定による直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）及びその踊場の幅員は、百二十センチメートル以上としなければならない。ただし、階数が二の共同住宅又は寄宿舎で、その階段へ通ずる避難階以外の階の住戸又は住室の床面積の合計が百平方メートル以下のものである場合は、階段及び踊場の幅員を九十センチメートル以上とすることができる。

2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舎が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

- 一 階数が三以下のもの
- 二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの
- 三 避難階以外の住戸又は住室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの

（平一二条例一四六・全改、令元条例一九・一部改正）

（直下階の内装）

第十三条 床（最下階の床を除く。）又は階段が木造（準耐火構造を除く。）である共同住宅又は寄宿舎にあつては、当該床の直下の天井及び階段裏を準不燃材料で仕上げなければ

ならない。

2 前項の規定は、共同住宅又は寄宿舍が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

一 階数が三以下のもの

二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの

三 法第二十七条第一項第一号に規定する警報設備を設けたもの又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成十七年総務省令第十一号)第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器をいずれの室(火災の発生のおそれの少ない室として知事が別に定めるものを除く。)及び居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路に設けたもの(二階以下を共同住宅又は寄宿舍とする場合に限る。)

(昭四六条例五五・追加、平五条例三一・平一七条例一二二・令元条例一九・一部改正)

第十四条及び第十五条 削除

(昭四六条例五五)

(木造長屋の構造)

第十六条 木造の長屋(法第二条第九号の三イに該当するものを除く。)は、次に定めるところによらなければならない。

一 一戸の床面積は、二十平方メートル以上とすること。

二 棟割りとししないこと。

三 けた行三十メートルを超えないこと。

四 地階を除く階数は、二以下とすること。

(昭三五条例二八・追加、昭四六条例五五・旧第十七条の四繰上、昭五九条例二三・平五条例三一・一部改正)

第四節 百貨店、マーケット、市場及び物品販売業を営む店舗

(百貨店等と道路との関係)

第十七条 百貨店、マーケット、市場又は物品販売業を営む店舗(以下この節において「百貨店等」という。)でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のものは、道路又は道路に通ずる幅員四メートル以上の通路に二方面以上面しなければならない。ただし、敷地の外周の長さの三分の一以上が道路に接している場合はこの限りでない。

(昭四六条例五五・旧第十八条繰上・一部改正、昭五二条例四五・一部改正)

(出入口)

第十八条 百貨店等の主要な出入口の前面には敷地内に間口が出入口の幅員の二倍以上かつ次の各号に規定する奥行の寄付きその他の空地の類を設けなければならない。

一 百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルをこえ千平方メートル以下のものは、二メートル以上

二 百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルをこえるものは、三メートル以上

(昭四六条例五五・旧第十九条繰上・一部改正)

第十九条 削除

(平七条例三五)

(マーケット)

第二十条 マーケットの敷地内には、その売場の前面に、両端が道路まで達する幅員四メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、売場の前面が幅員四メートル以上の道路に接する場合は、この限りでない。

2 前項の通路の全面又は一部にひさし又は上家の類を設けるときは、マーケットの特定主要構造部を耐火構造とするか、又はその外壁及び軒裏を防火構造とするほか、そのひさし又は上家の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 特定主要構造部は、準耐火構造とするか、又は不燃材料で造ること。

二 屋根は、網入ガラスの類又は不燃材料でふき、屋根の面積の二十分の一以上を採光上有効に開放した開口部とすること。

三 通路には、柱を設けないこと。

四 有効高さは、四メートル以上とすること。

五 屋根には、長さ二十メートル以内ごとに長さ一メートル以上を開放した切断部又は高さ〇・五メートル以上を開放した長さ二メートル以上の断層部を設けること。

(昭三五条例二八・追加、昭四六条例五五・旧第二十条の二繰上、昭五九条例二三・平一二条例一四六・令六条例一八・一部改正)

第五節 自動車車庫及び自動車修理工場

(敷地と道路との関係)

第二十一条 自動車車庫又は自動車修理工場（以下この節において「車庫等」という。）の敷地に設ける自動車の主要な出入口は、六メートル以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

2 車庫等の敷地に設ける自動車の出入口は、次に掲げる道路の部分に接してはならない。  
ただし、知事が交通の安全上支障がないと認める場合は、第四号及び第五号を除き、この限りでない。

- 一 こう配が十分の一を超える道路の部分
- 二 横断歩道、交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の道路の部分
- 三 踏切、橋詰め又は陸橋の側端から十メートル以内の道路の部分
- 四 公園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程で使用する校舎に限る。）、特別支援学校又は児童福祉施設等の主要な出入口から二十メートル以内の道路の部分
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が交通上支障あるものと認め指定した場所  
(昭四六条例五五・全改、昭五九条例二三・平五条例三一・平一二条例一四六・平一九条例三五・平二八条例四六・一部改正)

(前面空地)

第二十二条 車庫等の敷地に設ける自動車の出入口は、道路との境界線から二メートル後退した自動車の車路の中心線において、道路の中心線に直角に向かつて、左右それぞれ六十度以上前面道路の通行の見通しができる空地又は空間を有しなければならない。ただし、自動車の出入口付近にカーブミラー、警報装置及び一時停止線を設けた場合は、この限りでない。

2 自動車を昇降させる設備を設ける自動車車庫の用途に供する建築物の当該設備の出入口の前面には、奥行き及び幅がそれぞれ六メートル（長さが五メートル以下の自動車用の設備にあつては、それぞれ五メートル）以上の空地を置かなければならない。

3 第一項及び前項の空地は、これを兼ねることができる。

(昭四六条例五五・全改、平五条例三一・平一二条例一四六・一部改正)

第二十三条 削除

(平一二条例一四六)

(構造設備)

第二十四条 車庫等の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 床及びピットは耐水材料で造り、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合には、二方面以上において外気に通ずる適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路の縦断面こう配は、六分の一以下とし、路面は、滑りにくい材料で仕上げること。

四 避難階以外の階に設ける場合は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに代わる設備を設けること。

(昭三五条例二八・昭四六条例五五・昭五九条例二三・平五条例三一・一部改正)

(大規模の自動車車庫の構造及び設備)

第二十四条の二 自動車車庫で自動車の駐車のために供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものの構造及び設備は、次の各号の規定によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので、次に定めるところによる構造又は設備と同等以上の効力があると知事が認める場合は、この限りでない。

一 車路の幅員は、二方通行の場合にあつては五・五メートル以上、一方通行の場合にあつては三・五メートル以上とし、屈曲部の内り半径は、五メートル以上とすること。

二 格納の用に供する部分の床から天井又ははり下までの高さは、二・一メートル以上とし、車路の部分においては、二・三メートル以上とすること。

三 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の換気量を有する換気設備を設けること。ただし、換気に有効な窓その他の開口部を設け、その開口面積が各階における床面積の十分の一以上である場合は、この限りでない。

四 自動車の出入口には、警報装置を設けること。

五 前条第四号の直通階段は、令第百二十三条の規定による避難階段とすること。

(昭五九条例二三・追加、平一二条例一四六・平二八条例九七・一部改正)

(他の用途との区画)

第二十五条 建築物の一部に車庫等を設ける場合には、車庫等以外の部分のために設ける避難用出入口は、車庫等の内部にこれを設けてはならない。

(平五条例三一・全改)

(適用の除外)

第二十六条 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については、前条の規定は適用しない。

(昭五九条例二三・平五条例三一・平一二条例一四六・一部改正)

第六節 ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿

第二十七条 削除

(平三〇条例七七)

(直通階段)

第二十八条 ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿(次項においてこれらを「ホテル等」という。)

においては、令第百二十条又は令第百二十一条の規定による直通階段（傾斜路を含む。以下同じ）は蹴上げ二十センチメートル以下、路面二十四センチメートル以上、階段及び踊場の有効幅員は百二十センチメートル以上としなければならない。ただし、当該階段が一の宿泊室の専用階段である場合には、階段及び踊場の有効幅員の規定については、この限りでない（第四十三条の六において同じ。）。

2 前項の規定は、ホテル等が次の各号のいずれにも該当する場合は、適用しない。

一 階数が三以下のもの

二 延べ面積が二百平方メートル未満のもの

三 避難階以外の宿泊室の床面積の合計が百平方メートル以下のもの

（昭三五条例二八・昭四六条例五五・平七条例三五・令元条例一九・一部改正）

（廊下の有効幅員）

第二十九条 ホテル、旅館又は下宿において宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における宿泊者の利用する居室に通ずる廊下の有効幅員は、百二十センチメートル以上としなければならない。ただし、離れ家又は浴室に通ずるもので安全上支障ないものは七十五センチメートル以上とすることができる。

（平一二条例一四六・一部改正）

#### 第七節 公衆浴場

（構造）

第三十条 建築物の避難階以外の階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、当該建築物を耐火建築物又は準耐火建築物（法第二条第九号の三口に該当するものにあつては、直上階の床を耐火構造として場合に限る。）としなければならない。

（昭四六条例五五・全改、昭五九条例二三・平五条例三一・一部改正）

第三十一条 削除

（平一二条例一四六）

（ボイラー室の構造）

第三十二条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号の規定によらなければならない。

一 主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造ること。

二 開口部には、法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。

2 建築物の一部を公衆浴場のボイラー室の用途に供する場合は、当該部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備であつて、令第百十二条第十九項に規定する構造のもので区画しなければならない。

(昭五九条例二三・全改、平一七条例一二二・令二条例二三・一部改正)

#### 第八節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(平七条例三五・節名追加)

(客席の定員)

第三十三条 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び公会堂（以下この節において「興行場等」

という。）の客席の定員を算定する方法は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 個人ごとに区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数値とする。
- 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の客席の幅を四十センチメートルで除して得た数値とする。
- 三 ます席又は栈敷席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値とする。
- 四 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値とする。

2 前項第二号から第四号までの規定により算定して得た数値に一未満の端数がある場合は、その端数を一に切り上げるものとする。

(平七条例三五・全改)

(敷地と道路との関係)

第三十四条 興行場等の敷地は、次の表の上欄に掲げる客席の定員に応じて同表の当該下欄に掲げる幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	道路幅員
三〇〇人を超え四〇〇人以下のもの	五メートル以上
四〇〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	六メートル以上
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	八メートル以上
二、〇〇〇人を超えるもの	一〇メートル以上

2 興行場等の敷地が前項に規定する道路に接する長さは、第三十六条第一項第三号の規定により算出した客用の屋外へ通ずる出入口の幅員の合計に八メートルを加えた数値以上としなければならない。

3 興行場等の敷地が、第一項に規定する道路に接するほか、幅員が四メートル以上で、かつ、当該敷地に前項に規定する長さ以上避難上有効に接する他の道路又は公園、広場その他これらに類するものに接する場合における当該敷地についての前項の規定の適用につ

いては、同項に規定する長さの最小値の十分の七以上とすることができる。

(昭三五条例二八・全改、昭四六条例五五・昭五九条例二三・平七条例三五・一部改正)

(前面空地)

第三十五条 興行場等の客用の主要な出入口の前面には、〇・一平方メートルに客席の定員の数を乗じて得た面積以上の空地を設けなければならない。

2 前項の空地には、法第二条第九号の二イに該当する建築物の部分を設けることができる。この場合において、当該部分の内り高さは、三メートル以上としなければならない。

(昭三五条例二八・昭五九条例二三・平七条例三五・平一二条例一四六・一部改正)

(客用の屋外へ通ずる出入口等)

第三十六条 興行場等の客用の屋外へ通ずる出入口は、次に定めるところによらなければならない。

一 数は、二以上とし、避難上有効に配置すること。

二 幅は、一・五メートル以上とすること。

三 幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

2 前項の出入口のうち主要な出入口は、第三十四条第一項に規定する道路に面しなければならない。ただし、幅員五メートル以上の空地に接し、かつ、その空地が道路に通じている場合は、この限りでない。

3 前項の出入口以外の出入口は、次に定める屋外の通路に接しなければならない。

一 幅員は、その通路に接する出入口の幅の合計以上とすること。

二 道路に避難上有効に通ずること。

(昭五九条例二三・全改、平七条例三五・一部改正)

(客用の階段)

第三十六条の二 興行場等の客用の階段は、次に定めるところによらなければならない。

一 令第二百十条又は令第二百十一条の規定による直通階段の幅の合計は、〇・八センチメートルに当該直通階段を使用する客用の客席の定員が最大の階における当該定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

二 前号の直通階段は、その一以上を客用の屋外へ通ずる出入口付近に設け、かつ、その幅員の合計は前号の規定による最低合計幅員の二分の一以上としなければならない。

2 第一項の直通階段に踊場を設ける場合は、踊場の幅は階段幅以上とし、直階段の踊場の

踏幅は一・五メートル以上としなければならない。

- 3 第一項の直通階段は、令第百二十三条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

(昭五九条例二三・追加、平七条例三五・一部改正)

(客用の廊下)

第三十六条の三 興行場等の客席の定員が三百人を超える階においては、客席部の両側及び後方に、互いに連絡し、かつ、客用の屋外へ通ずる出入口に通ずる廊下又はバルコニー若しくは空堀を設けなければならない。ただし、建築物が耐火構造で、かつ、その階の客席の定員が千人以下の場合は、後方及び片側とし、又は両側とすることができる。

- 2 前項の廊下の幅員は、これを使用する客席の定員が四百人以下の場合は一・二メートル以上とし、四百人を超える場合は一・二メートルに四百人を超える当該定員百二十人又はその端数を増すごとに〇・一メートルを加えた数値以上としなければならない。

- 3 第一項の廊下に高低差がある場合であつて段を設けるときは、四段以上とし、けあげは二十五センチメートル以下、踏面は二十五センチメートル以上とすること。

- 4 第一項の廊下並びにバルコニー及び空堀は、当該部分と客席の部分とを耐火構造とした壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備であつて、令第百十二条第十九項に規定する構造のもので区画しなければならない。ただし、耐火構造でない建築物にあつては、両面を防火構造とした壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画することができる。

(昭五九条例二三・追加、平七条例三五・平一七条例一二二・令二条例二三・一部改正)

(客席部の出入口)

第三十七条 興行場等の各階の客席部の出入口は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 数は、二以上とし、避難上有効に配置すること。  
二 客席の定員が次の表の上欄に掲げる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の出入口を設けること。

客席の定員	出入口の数
三百人を超え六百人以下のもの	三
六百人を超え千人以下のもの	四
千人を超えるもの	五

三 幅は、一・五メートル以上とすること。

四 幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

(平七条例三五・全改、令二条例二三・一部改正)

(客席内の構造)

第三十八条 客席内の通路に高低差のある場合は、次に定めるところによらなければならない。

一 傾斜路を設ける場合は、こう配を十分の一以下とすること。ただし、長さが三メートル以下で有効な滑り止めを付けるものにあつては、そのこう配を八分の一以下とすることができる。

二 段を設ける場合は、けあげは十八センチメートル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。

2 客席内の段床を縦断する通路で高さ三メートルを超える場合は、高さ三メートル以内ごとにずい道又は横通路を設け、これを廊下又は階段に通じさせなければならない。

(平七条例三五・一部改正)

第三十九条 削除

(昭五九条例二三)

(客席が避難階以外にある興行場等)

第四十条 興行場等で客席が避難階以外の階にあるものは、第三十四条から第三十八条までの規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 客席を地階に設ける場合は、地下一階とし、その客席の規模及び構造は次のア及びイによること。

ア 床面を地盤面下六メートル以内とすること。

イ 定員は、六百人以下とすること。

二 客席を避難階から数え五階以上の階に設ける場合は、避難の用に供することができる屋上広場及び客席からこれに通ずる二以上の直通階段を設けること。

三 第三十六条の三第一項のバルコニー又は空堀は、次のアからウまでによること。

ア 一・五メートル以上の幅員を有すること。

イ 床面は、客用の屋外へ通ずる出入口又は客席部の出入口における客席の床面と同じ高さであること。

ウ 階段又は傾斜路により、道路等安全な場所に通じていること。

(昭五九条例二三・全改、平七条例三五・一部改正)

(客席部と舞台部との区画)

第四十条の二 興行場等(映画館を除く。)で客席の床面積が二百平方メートルを超えるものは、客席部と舞台部との境界を耐火構造の舞台壁で区画し、これを小屋裏又は天井裏に達せしめ、かつ、開口部には、煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の法第二条第九号の二に規定する防火設備又はこれと同等以上の防火性能を有する設備を設けなければならない。

(昭三五条例二八・追加、昭五九条例二三・平一七条例一二二・令元条例一九・一部改正)

(舞台部の防火措置)

第四十条の三 舞台の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その上部にスプリンクラー及び排煙に有効な開口部を設け、手動式又は自動式の開放装置を併置した排煙口を設けなければならない。

- 2 舞台の直上部又は直下部には、控室等の施設を設けてはならない。ただし、舞台の床の下部を防火上安全な構造とした場合におけるその舞台の直下部については、この限りでない。
- 3 舞台部の各室は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。
- 4 舞台部の各室には、舞台及び客席を通らずに道路その他安全な場所に通ずる幅員一メートル以上の出入口、階段、廊下又は道路を設けなければならない。

(昭三五条例二八・追加、平一七条例一二二・一部改正)

(集会場への適用)

第四十条の四 第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条及び第四十条の規定は、集会場の用途に供する建築物について準用する。

(昭五九条例二三・追加、平七条例三五・一部改正)

(制限の緩和)

第四十条の五 この節の規定は、知事が用途又は規定により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

(昭五九条例二三・追加)

第八節の二 展示場

(直通階段)

第四十条の六 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物には、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を二以上設けなければならない。ただし、一の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以内の建築物又は当該用途に供する部分の特定主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。

(昭四六条例五五・追加、昭五九条例二三・旧第四十条の四繰下、平五条例三一・令六条例一八・一部改正)

(屋外への出口)

第四十条の七 第九条の規定は、展示場の用途に供する建築物について準用する。

(昭四六条例五五・追加、昭五九条例二三・旧第四十条の五繰下)

第九節 その他の特殊建築物

第四十一条 削除

(平三〇条例七七)

第四十二条 削除

(昭四六条例五五)

(空地の保有)

第四十三条 遊技場、ダンスホール、キャバレー、工場又は倉庫の用途に供する建築物でその床面積が二百平方メートルを超えるものには、その前面又は道路に通ずる側面に、間口五メートル以上、奥行き一・五メートル以上の空地を設けなければならない。

(昭三五条例二八・全改、昭五九条例二三・平五条例三一・平一四条例一一三・一部改正)

第三章の二 特別な配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造

(平七条例三五・追加)

(適用の範囲)

第四十三条の二 この章の規定は、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、水泳場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、料理店又は飲食店の用途に供する特殊建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものについて適用する。

(平七条例三五・追加)

(利用者用の屋外へ通ずる出入口)

第四十三条の三 前条の特殊建築物を客及びこれに類する者として利用する者(以下この章において「利用者」という。)の用に供する避難階における屋外へ通ずる主要な出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること(第九条第二号(第四十条の七において準用する場合を含む。)の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び第三十六条第一項第二号の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。)
- 二 床面は、水平とすること(当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。)

(平七条例三五・追加、平一八条例四三・一部改正)

(利用者用の敷地内の通路)

第四十三条の四 前条の規定による構造の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること(令第二百二十八条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。)
- 二 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。
  - ア 幅は、一・二メートル(段を併設する場合は、九十センチメートル)以上とすること。
  - イ こう配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一)以下とすること。
  - ウ 高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
  - エ 手すりを設けること。

(利用者用の居室の出入口)

第四十三条の五 利用者の用に供する居室の出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上とすること(第三十七条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。)
- 二 床面は、水平とすること(当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。)

(平七条例三五・追加)

(利用者用の階段)

第四十三条の六 前条の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する令第二百十条又は令第二百十一条の規定による直通階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十八条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令第二十三条の規定により一・四メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 回り段を設けないこと（段の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

(平七条例三五・追加、平一四条例一一三・一部改正)

(利用者用の廊下)

第四十三条の七 第四十三条の五の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する廊下は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十九条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令百十九条の規定により一・六メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、第四十三条の四第二号に規定する傾斜路を設けること。

(平七条例三五・追加)

(利用者用の便所)

第四十三条の八 利用者の用に供する便所（ホテル又は旅館の宿泊室内の便所を除く。）の出入口は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

(平七条例三五・追加)

(制限の緩和)

第四十三条の九 この章の規定は、知事が用途又は規模等により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

(平七条例三五・追加)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第四十三条の十 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

- 2 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合においては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

(平七条例三五・追加)

### 第三章の三 災害危険区域

(昭五二条例四五・追加、平七条例三五・旧第三章の二繰下)

(災害危険区域の指定等)

第四十三条の十一 法第三十九条第一項の規定により災害危険区域として指定する区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条の規定による急傾斜地崩壊危険区域として指定した区域内で急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域として知事が認めた区域とする。

- 2 知事は、災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならない。これを解除しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、災害危険区域を指定するときは規則で定めるところにより当該災害危険区域を告知するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを解除するときも、同様とする。
- 4 第一項の規定による災害危険区域の指定又は解除は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(昭五二条例四五・追加、平七条例三五・旧第四十三条の二繰下)

(災害危険区域内における建築の禁止)

第四十三条の十二 災害危険区域内においては、居室を有する建築物は、建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて知事が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

- 一 建築物の主要構造部を鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造とする場合
- 二 急傾斜地の崩壊に対する防護施設又は防止施設を講じた場合

(昭五二条例四五・追加、平七条例三五・旧第四十三条の三繰下)

### 第三章の四 中高層建築物の日影時間の指定

(昭五二条例四五・追加、平七条例三五・旧第三章の三繰下)

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第四十三条の十三 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について、平均地盤面からの高さとして法別表第四(は)欄の高さのうちから指定する高さは同表の中欄に掲げる高さとし、生じさせてならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は同表の下欄に掲げる号とする。

対象区域			
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた地域	都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域	法別表第四(は)欄の高さ	法別表第四(に)欄の号
第一種低層住居専用地域	一〇分の五の区域		(二)
第二種低層住居専用地域	一〇分の六の区域		
田園住居地域	一〇分の八の区域 一〇分の一〇の区域 一〇分の一五の区域 一〇分の一〇の区域		
第一種中高層住居専用地域	一〇分の一〇の区域	四メートル	(二)
第二種中高層住居専用地域	一〇分の一五の区域 一〇分の一〇の区域		
第一種住居地域	一〇分の一〇の区域	四メートル	(二)
第二種住居地域			
準住居地域			

(昭五二条例四五・追加、昭六二条例六一・平五条例三一・一部改正、平七条例三五・旧第四十三条の四繰下、平一四条例一一三・平一七条例一二二・平二九条例一二七・一部改正)

#### 第四章 雑則

(防火壁の位置)

第四十四条 建築物の平面が鍵形をなす部分に防火壁を設ける場合は、鍵形の内側の角から左の限度以内になる位置に防火壁を設けてはならない。

- 一 一階建の場合は 六メートル
  - 二 二階建の場合は 十メートル
- 2 段状に高さの差がある建築物でその低い部分に防火壁を設ける場合は、高い部分から段の高さの最大の差以上の水平距離を保たなければならない。
- 3 外部及び軒裏が防火構造で、かつ、開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けてあり防火上支障ない場合は、前二項の制限を緩和することができる。

(昭四六条例五五・旧第四十五条繰上、平一七条例一二二・一部改正)

(区画避難安全性能を有する建築物の区画部分に対する適用除外)

第四十四条の二 令第二百二十八条の六第二項に規定する区画避難安全性能を有する建築物の区画部分(以下単に「区画部分」という。)については、第七条第一号及び第二号(小学校及び義務教育学校(前期課程で使用する校舎に限る。))に限る。)、第三十七条第二号から第四号まで、第四十条の二(客席部と舞台部が同一区画部分にある場合に限る。))並びに第四十条の三第一項及び第三項の規定は、適用しない。

(令二条例二三・追加)

(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用除外)

第四十五条 令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第七条(小学校及び義務教育学校(前期課程で使用する校舎に限る。))に限る。)、第二十九条、第三十六条の三、第三十七条、第四十条の二及び第四十条の三の規定は、適用しない。

- 2 令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第九条、第十二条、第二十八条、第三十六条、第三十六条の二、第四十条及び第四十条の六の規定は、適用しない。

(平一七条例一二二・全改、平二八条例四六・一部改正)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第四十六条 法第八十五条第六項の仮設建築物で消火、避難に有効な五メートル以上の空地を周囲に有するものについて知事が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めて一年以内の期間を定めてその建築を許可する場合において、第三条の二、第四条、第三十四条、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七の規定を適用しない。

- 2 法第八十五条第七項の仮設興行場等で消火、避難に有効な五メートル以上の空地を周囲に有するものについて知事が安全上、防火上及び衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得

ないと認めて一年を超える期間を定めてその建築を許可する場合には、前項の規定を準用する。

(昭五九条例二三・一部改正、平一二条例一四六・旧第四十七条繰上・一部改正、平一七条例一二二・平三〇条例七七・令四条例四三・一部改正)

(一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限等の緩和)

第四十六条の二 法第八十七条の三第六項の興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めて一年以内の期間を定めてその使用を許可する場合には、第三条の二、第四条、第三十四条、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七の規定を適用しない。

2 法第八十七条の三第七項の特別興行場等について知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて一年を超える期間を定めてその使用を許可する場合には、前項の規定を準用する。

(令元条例一九・追加、令四条例四三・一部改正)

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第四十七条 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定により認定を受けた建築物に対する第三条の二、第四条、第九条第一項第一号、第十七条、第十八条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第三十条、第三十四条（第四十条の四において準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条第二項及び第三項（第四十条の四において準用する場合を含む。）、第四十三条及び第四十三条の四の規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

(平一二条例一四六・追加、平三〇条例七七・一部改正)

(建築物の確認申請手数料等)

第四十七条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請者から、建築物の確認申請手数料を徴収する。この場合において当該手数料の額は、確認申請一件につき次の表に定めるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	九千円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万七千円
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	三万四千円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万八千円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	五万千円

千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	七万千円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二十一万二千円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	三十三万三千円
五万平方メートルを超えるもの	六十四万七千円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

一 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

三 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 第一項に規定する申請に係る計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料のほか、第四十七条の三の表の第一号ア又はイに掲げる手数料を徴収する。

4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する申請に係る計画が法第八十六条の八第一項又は法第八十七条の二第一項の規定により認定を受けた全体計画に係る建築物に係るものである場合においては、第一項の手数料の額は、同項に定める手数料の額を二で除して得た額とする。

（平一二条例一四六・追加、平一七条例一二二・平一九条例三五・平二一条例四七・平二七条例五八・令元条例一九・令七条例三七・一部改正）

（建築物の構造計算適合性判定手数料）

第四十七条の二の二 法第六条の三第一項又は法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定（以下この条において「構造計算適合性判定」という。）を求める者から、構造計算適合性判定手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、次の表の上欄に掲げる構造計算適合性判定の構造計算の対象となる建築物の部分（次項において「対象

部分」という。)の床面積の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

床面積	金額
千平方メートル以内	十八万円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	二十三万円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内	二十八万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内	三十七万円
五万平方メートル超	六十六万円

2 前項の規定にかかわらず、構造計算適合性判定に係る構造計算が法第二十条第一項第二号イ又は同項第三号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われ、かつ、当該対象部分に係る電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）が提出される場合における構造計算適合性判定手数料の額は、次の表の上欄に掲げる対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

床面積	金額
千平方メートル以内	十四万円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内	十六万円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内	十九万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内	二十四万円
五万平方メートル超	三十九万円

（平一九条例三五・追加、平二七条例五八・旧第四十七条の二の三繰上・一部改正）

（建築設備及び工作物の確認申請手数料）

第四十七条の三 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者		
ア 建築設備を設置する場合（イ	建築設備の確認申請手数料	一万四千元（小荷物専用

に掲げる場合を除く。)		昇降機に係るものにあつては、七千円)
イ 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備の変更確認申請手数料	七千円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、四千円)
二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者		
ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。)	工作物の確認申請手数料	一万二千円
イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	工作物の変更確認申請手数料	六千円

（平一二条例一四六・追加、平二一条例四七・平二八条例四六・令元条例一九・一部改正）

（建築物の完了検査申請手数料等）

第四十七条の四 法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者から、建築物の完了検査申請手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、完了検査申請一件につき次の表に定めるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万四千円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万六千円
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万二千円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万九千円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万九千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万七千円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十五万七千円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十四万千円
五万平方メートルを超えるもの	四十八万八千円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつて

は当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

- 3 第一項に規定する申請に係る工事に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料のほか、次条の表の第一号に掲げる手数料を徴収する。

(平一二条例一四六・追加、平二一条例四七・令元条例一九・一部改正)

(建築設備及び工作物の完了検査申請手数料)

第四十七条の五 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 法第八十七条の四において準用する法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者	建築設備の完了検査申請手数料	一万八千円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、一万一千円）
二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者	工作物の完了検査申請手数料	一万三千円

(平一二条例一四六・追加、平二一条例四七・平二八条例四六・令元条例一九・一部改正)

(特定工程に係る建築物の完了検査申請手数料等)

第四十七条の六 法第七条の三第一項の特定工程に係る建築物に関する法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者から徴収する特定工程に係る建築物の完了検査申請手数料の額は、第四十七条の四第一項の規定にかかわらず、完了検査申請一件につき、次の表に定めるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万二千円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万五千円
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万八千円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万六千円

千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万三千元
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十五万千元
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十三万五千元
五万平方メートルを超えるもの	四十八万二千元

2 第四十七条の四第二項の規定は、前項の表の床面積の算定について準用する。

3 第一項に規定する申請の場合において、法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれるときは、当該部分に係る手数料の額は、第四十七条の四第三項の規定にかかわらず、一の昇降機について一万六千元とする。

(平一二条例一四六・追加、平二一条例四七・令元条例一九・一部改正)

(建築物の中間検査申請手数料)

第四十七条の七 法第七条の三第一項の規定に基づく検査の申請者から、建築物の中間検査申請手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の表に定めるとおりとする。

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万三千元
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万六千元
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万八千元
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万五千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十三万五千元
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十万九千元
五万平方メートルを超えるもの	四十二万七千元

(平一二条例一四六・追加、平一九条例三五・平二一条例四七・一部改正)

(建築設備及び工作物の中間検査申請手数料)

第四十七条の八 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の建築設備又は一の工作物につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 法第八十七条の四において準	建築設備の中間検査申請手数	一万七千元

用する法第七条の三第一項の規定に基づく検査の申請者	料	
二 法第八十八条第一項において準用する法第七条の三第一項の規定に基づく検査の申請者	工作物の中間検査申請手数料	一万三千元

(平一二条例一四六・追加、平一九条例三五・平二一条例四七・令元条例一九・一部改正)

(許可及び認定申請手数料)

第四十七条の九 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 法第七条の六第一項第一号又は第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請者	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	二百平方メートル以内のものにあつては二万七千円、二百平方メートルを超えるものにあつては十二万円
二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定の申請者	道路の位置の指定の申請手数料	五万円
三 法第四十三条第二項第一号の規定に基づく認定の申請者	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円
四 法第四十三条第二項第二号の規定に基づく許可の申請者	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千元
五 法第四十四条第一項第二号の規定に基づく許可の申請者	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	三万三千元
六 法第四十四条第一項第三号の規定に基づく認定の申請者	道路内における建築認定申請手数料	二万七千円
七 法第四十四条第一項第四号の規定に基づく許可の申請者	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	十七万円

八 法第四十七条ただし書の規定に基づく許可の申請者	壁面線外における建築許可申請手数料	十七万円
九 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	用途地域等における建築等許可申請手数料	十八万円
十 法第四十八条第十六項第一号の規定に基づく許可の申請者	用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	十二万円
十一 法第四十八条第十六項第二号の規定に基づく許可の申請者	日常生活に必要な建築物の用途地域等における建築特例許可申請手数料	十四万円
十二 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	特殊建築物等敷地許可申請手数料	十七万円
十三 法第五十二条第六項第三号の規定に基づく認定の申請者	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	二万七千円
十四 法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項又はマン	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十七万円

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）第百五条第一項の規定に基づく許可の申請者		
十五 法第五十三条第四項の規定に基づく許可の申請者	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万三千元
十六 法第五十三条第五項の規定に基づく許可の申請者	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万三千元
十七 法第五十三条第六項第三号の規定に基づく許可の申請者	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万三千元
十八 法第五十三条の二第一項第三号又は第四号（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請者	建築物の敷地面積の許可申請手数料	十七万円
十九 法第五十五条第二項の規定に基づく認定の申請者	建築物の高さの特例認定申請手数料	二万七千元
二十 法第五十五条第三項又は第四項各号の規定に基づく許可の申請者	建築物の高さの許可申請手数料	十七万円
二十一 法第五十六条の二第一項ただし書の規定に基づく許可の申請者	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	十七万円
二十二 法第五十七条第一項の規定に基づく認定の申請者	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千元
二十三 法第五十七条の二第一項	特例容積率適用地区内における敷地の数が二である場合	

の規定に基づく指定の申請者	る建築物の特例容積率の限度に係る指定の申請手数料	にあつては七万八千円、敷地の数が三以上である場合にあつては七万八千円に二を超える敷地の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
二十四 法第五十七条の三第一項の規定に基づく指定の取消しの申請者	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度に係る指定の取消し申請手数料	六千四百円に現に存する敷地の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額
二十五 法第五十七条の四第一項ただし書の規定に基づく許可の申請者	特例容積率適用地区内における建築物の高さの許可申請手数料	十七万円
二十六 法第五十八条第二項の規定に基づく許可の申請者	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	十七万円
二十七 法第五十九条第一項第三号の規定に基づく許可の申請者	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	十七万円
二十八 法第五十九条第四項の規定に基づく許可の申請者	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十七万円
二十九 法第五十九条の二第一項の規定に基づく許可の申請者	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	十七万円
三十 法第六十八条第一項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の高さの許可申請手数料	十七万円
三十一 法第六十八条第二項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の壁面の位置の許可申請手数料	十七万円
三十二 法第六十八条第三項第二号の規定に基づく許可の申請者	景観地区内における建築物の敷地の最低限度の許可申請手	十七万円

	数料	
三十三 法第六十八条第五項の規定に基づく認定の申請者	景観地区に関する都市計画において制限が定められている景観地区内における建築物の特例認定申請手数料	二万七千円
三十四 法第六十八条の三第一項、第二項又は第三項の規定に基づく認定の申請者	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三十五 法第六十八条の三第四項の規定に基づく許可の申請者	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十七万円
三十六 法第六十八条の三第七項の規定に基づく認定の申請者	開発整備促進区の区域における建築物に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三十七 法第六十八条の四第一項の規定に基づく認定の申請者	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三十八 法第六十八条の五の二の規定に基づく認定の申請者	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
三十九 法第六十八条の五の三第二項の規定に基づく許可の申請者	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの	十七万円

	許可申請手数料	
四十 法第六十八条の五の五第一項の規定に基づく認定の申請者	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
四十一 法第六十八条の五の五第二項の規定に基づく認定の申請者	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
四十二 法第六十八条の五の六の規定に基づく認定の申請者	地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
四十三 法第六十八条の七第五項の規定に基づく許可の申請者	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十七万円
四十四 法第八十五条第六項の規定に基づく許可の申請者	仮設建築物建築許可申請手数料	仮設建築物の存続する期間が三月以内のものにあつては六万円、三月を超えるものにあつては十二万円
四十五 法第八十五条第七項の規定に基づく許可の申請者	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築物許可申請手数料	十七万円
四十六 法第八十六条第一項の規定に基づく認定の申請者	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物（建築等するもの。以下この号から第四十九号までにおいて同じ。）の数が一又は二である場合

		にあつては七万八千円、建築物の数が三以上である場合にあつては七万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
四十七 法第八十六条第二項の規定に基づく認定の申請者	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が一である場合にあつては七万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
四十八 法第八十六条第三項の規定に基づく許可の申請者	総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が一又は二である場合にあつては二十三万八千円、建築物の数が三以上である場合にあつては二十三万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
四十九 法第八十六条第四項の規定に基づく許可の申請者	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が一である場合にあつては二十三万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
五十 法第八十六条の二第一項の規定に基づく認定の申請者	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地

		内認定建築物の増築等をするもの。以下この号から第五十二号までにおいて同じ。)の数が一である場合にあつては七万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
五十一 法第八十六条の二第二項の規定に基づく許可の申請者	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が一である場合にあつては二十三万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
五十二 法第八十六条の二第三項の規定に基づく許可の申請者	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が一である場合にあつては二十三万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
五十三 法第八十六条の五第一項の規定に基づく認定の取消しの申請者	複数建築物の認定の取消し申請手数料	六千四百円に現に存する建築物の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額
五十四 法第八十六条の六第二項	一団地の住宅施設に関する都	二万七千円

の規定に基づく認定の申請者	市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
五十五 法第八十六条の八第一項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	第四十七条の二第一項の表の上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該認定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十六 法第八十六条の八第三項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料	第四十七条の二第一項の表の上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該変更の認定に係る部分の建築物の床面積の合計を二で除して得た数値の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十七 法第八十七条の二第一項の規定に基づく認定の申請者	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	第四十七条の二第一項の表上欄に掲げる床面積の合計の区分に相当する当該認定に係る部分の建築物の床面積の合計を二で除して得た数値の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額に相当する額
五十八 法第八十七条の三第六項の規定に基づく許可の申請者	建築物の用途を変更して興行場等とする場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	建築物の用途を変更して興行場等とする期間が三月以内のものにあつては

		六万円、三月を超えるもの にあつては十二万円
五十九 法第八十七条の三第七項 の規定に基づく許可の申請者	建築物の用途を変更して特別 興行場等とする場合の制限の 緩和に係る許可申請手数料	十七万円
六十 令第三百三十七条の十六第一 項第二号の規定に基づく認定の 申請者	建築物の移転に係る認定申請 手数料	二万七千円

(平一二条例一四六・追加、平一四条例一一三・平一七条例一二二・平一九条例七八・平二一条例四七・平二七条例五八・平二九条例一二七・平三〇条例七七・令元条例一九・令四条例四三・令五条例二九・令七条例三七・一部改正)

(手数料の納付方法)

第四十七条の十 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(平一二条例一四六・追加)

(手数料の免除)

第四十七条の十一 災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該災害を受けた日から起算して一年以内に、住宅を建築する場合は、当該建築する住宅に係る第四十七条の二第一項、第四十七条の四第一項、第四十七条の六第一項及び第四十七条の七の手数料については、免除する。ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、その兼ねる部分については、この限りでない。

(平一二条例一四六・追加)

(手数料の不返還)

第四十七条の十二 既に納付された手数料は、返還しない。

(平一二条例一四六・追加)

(事務処理の特例)

第四十七条の十三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、各市町村(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び須賀川市を除く。)が処理することとする。

一 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請の受理及び県への送付

- 二 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により県の建築主事が発行した確認済証の交付
- 三 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請の受理及び知事への送付
- 四 法第六条の三第四項の規定により知事が発行した通知書の交付
- 五 法第六条の三第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付
- 六 法第七条の六第一項第一号及び第二号（法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号（法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。）、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の三第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条第一項及び第二項、法第八十六条の二第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項、法第八十七条の二第一項並びに令第三百三十一条の二第二項及び第三項、令第三百三十七条の十六第一項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付
- 七 法第十五条第一項の規定による届出の受理及び県への送付
- 八 法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理及び県への送付
- 九 法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の通知の受理及び知事への送付
- 十 法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付
- 十一 法第四十二条第一項第五号及び法第五十七条の二第一項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
- 十二 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号及び第四号（法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。）、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書（法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）

並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号及び第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項及び第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号及び第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第六項及び第七項、法第八十六条第三項及び第四項、法第八十六条の二第二項及び第三項、法第八十七条の三第三項、第六項及び第七項並びにマンション建替え法第百五条第一項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

十三 法第五十七条の三第一項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付

十四 法第七十四条の二第三項及び法第九十条の三の規定による届出の受理及び知事への送付

十五 法第七十五条の二第一項及び第二項の規定による書面の受理及び知事への送付

十六 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請の受理及び知事への送付

十七 法第八十六条の五第一項の規定による認定の取消しの申請の受理及び知事への送付

十八 第三条の二第一項ただし書、第四条ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十四条の二ただし書、第四十条の五及び第四十三条の九の規定による認定の申請の受理及び知事への送付

十九 第四十六条及び第四十六条の二の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

二十 前各号に掲げるもののほか法及びこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市及び須賀川市が処理することとする。

一 前項第一号及び第八号に掲げる事務（令第百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）

二 前項第二号から第五号、第九号、第十号及び第十三号から第十五号までに掲げる事務

三 前項第七号及び第十九号に掲げる事務(法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るものに限る。第六号から第十号まで及び第十二号において同じ。)

四 法第七条の六第一項第一号及び第二号(法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、法第四十四条第一項第三号(法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。)、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の三第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六、令第三百三十一条の二第二項及び第三項並びに令第三百三十七条の十六第一項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付

五 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号及び第四号(法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。)、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、並びに第十六項第一号及び第二号、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、法第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号及び第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項及び第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号及び第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十八条第一項第二号及び第二項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第七項、法第八十六条第三項及び第四項、法第八十六条の二第二項及び第三項、法第八十七条の三第七項並びにマンション建替え法第百五条第一項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

六 法第五十七条の二第一項の規定による指定の申請の受理及び知事への送付

七 法第五十七条の三第一項の規定による指定の取消しの申請の受理及び知事への送付

八 法第八十五条第三項及び第六項並びに法第八十七条の三第三項及び第六項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

- 九 法第四十三条第二項第一号、法第八十六条第一項及び第二項、法第八十六条の二第一項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項並びに法第八十七条の二第一項の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
- 十 法第八十六条の五第一項の規定による認定の取消しの申請の受理及び知事への送付
- 十一 第三条の二第一項ただし書及び第四条ただし書の規定による認定(法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るものを除く。第十号において同じ。)
- 十二 第三条の二第一項ただし書及び第四条ただし書の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
- 十三 第二十一条第二項ただし書、第二十四条の二ただし書、第四十条の五及び第四十三条の九の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
- 十四 第四十六条及び第四十六条の二の規定による許可
- 十五 前各号に掲げるもののほか法及びこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの
- 3 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。
- 一 第一項第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる事務
- 二 第三条の二第一項ただし書、第四条ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十四条の二ただし書、第四十条の五及び第四十三条の九の規定による認定
- 三 第四十六条及び第四十六条の二の規定による許可
- (平一二条例一四六・追加・一部改正、平一四条例一一三・平一七条例一二二・平一九条例三五・平一九条例七八・平二七条例五八・平二九条例一二七・平三〇条例七七・令元条例一九・令四条例四三・令五条例二九・一部改正)

## 第五章 罰則

### (罰則)

第四十八条 第三条、第四条、第七条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第二十五条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条から第三十八条まで、第四十条から第四十条の四まで、第四十条の六、第四十条の七、第四十三条、第四十三条の三から第四十三条の八まで、第四十三条の十二又は第四十四条の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の施工者)は、五十万円以下の

罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

(昭三五条例二八・昭四六条例五五・昭五九条例二三・平四条例五五・平七条例三五・平一二条例一四六・平一七条例一二二・平三〇条例七七・一部改正)

(法人の代表者に対する罰則)

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者のその違反行為を防止するため、その業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(昭四六条例五五・一部改正)

(過料)

第五十条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(平一二条例一四六・追加)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平二三条例八〇・旧附則・一部改正)

- 2 附則別表の上欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、第四十七条の十一の規定にかかわらず、それぞれ附則別表下欄に掲げる手数料については、免除する。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその余震による被害を受けた建築物並びに原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の警戒区域に指定された区域その他これに準ずる区域として知事が別に定める区域にある建築物(以下この項においてこれらを「被災建築物」という。)のうち第二号に規定する被災建築物の床面積(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅(以下この項において「兼用住宅」という。)にあつては、当該用途に供する部分の床面積)に対する当該被災建築物に係る第二号に規定する建築物の

床面積（兼用住宅にあつては、当該用途に供する部分の床面積）の割合が一・五を超える場合は、その超える部分については、この限りでない。

- 一 令和八年三月三十一日までに被災建築物に代わるものとしての住宅（兼用住宅を除く。）の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は被災建築物のうち住宅（兼用住宅を除く。）の増築、改築若しくは移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者
- 二 令和八年三月三十一日までに被災建築物に代わるものとしての建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は被災建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の増築、改築若しくは移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者
- 三 令和八年三月三十一日までに法第八十五条第六項の仮設建築物の建築をする者  
（平二三条例八〇・追加、平二五条例一一四・平二六条例一一〇・平二七条例一三七・平二八条例九七・平二九条例一二七・平三〇条例九六・令元条例一九・令元条例六四・令三条例四三・令三条例一〇〇・令五条例二九・令六条例一八・令七条例三七・一部改正）

附則別表

（平二三条例八〇・追加、平二七条例五八・令元条例一九・一部改正）

区分	手数料
一 法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者（次項に掲げる者を除く。）	建築物の確認申請手数料
二 第四十七条の二第一項に規定する申請に係る計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合の法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者	建築物の確認申請手数料及び第四十七条の三の表の第一号ア又はイに掲げる手数料
三 第四十七条の三の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の三の表の中欄に掲げる名称の手数料
四 法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者（次項に掲げる者を除く。）	建築物の完了検査申請手数料
五 第四十七条の四第一項に規定する申請に係る工事に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合の法第七条第一項の規定に	建築物の完了検査申請手数料及び第四十七条の五の表第一号に掲げる手数料

基づく検査の申請者	
六 第四十七条の五の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の五の表の中欄に掲げる名称の手数料
七 法第七条の三第一項の規定に基づく検査の申請者	建築物の中間検査申請手数料
八 第四十七条の八の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の八の表の中欄に掲げる名称の手数料
九 第四十七条の九の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の九の表の中欄に掲げる名称の手数料

附 則（昭和三五年条例第二八号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に着工した建築物で現に工事中のもの及びすでに工事が完了したものについての敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物の敷地又は建築物と敷地との関係についての制限については、この条例による改正後の福島県建築基準条例（昭和三十六年福島県条例第六十号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三七年条例第三六号）

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三九年条例第六六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年条例第五五号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に工事中の建築物（工作物を含む。以下同じ。）及びこの条例の施行前にすでに工事が完了した建築物についての敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物又はその敷地と道路との関係についての制限については、この条例による改正後の福島県建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年条例第四五号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に工事中の建築物及びこの条例の施行前に既に工事が完了した建築物についての敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに災害危険区域内における建

建築物の建築に関する制限並びに日影による中高層建築物の高さに関する制限については、改正後の福島県建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年条例第二三号）

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に工事中の建築物（工作物を含む。以下同じ。）及びこの条例の施行前に既に工事が完了した建築物についての敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物又はその敷地と道路との関係についての制限については、この条例による改正後の福島県建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年条例第六一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年条例第五五号）

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年条例第三一号）

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成五年六月二五日）

- 2 この条例の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この条例の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、改正後の建築基準条例第四十三条の四の規定は適用せず、改正前の建築基準条例第四十三条の四の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項に規定する都市計画区域に係る用途地域内の建築物について、同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成七年条例第三五号）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に工事中の建築物（工作物を含む。以下同じ。）及びこの条例の施行前に既に工事が完了した建築物についての敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物又はその敷地と道路との関係についての制限については、改正後の福島県建築基準条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一四六号）

1 この条例中第一条の規定は平成十二年四月一日から、第二条の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）第三条の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成十二年六月一日）

2 第一条の規定の施行の際現に改正前の福島県建築基準条例第四十条の五、第四十三条の九又は第四十七条の規定により知事がした認定若しくは許可で現にその効力を有するもの又は知事に対してなされている申請で、第一条の規定の施行の日以後においては改正後の福島県建築基準法施行条例第四十七条の十三に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該市の長がした認定若しくは許可又は当該市の長に対してなされた申請とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年条例第一一三号）

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十三条の六の改正規定、第四十七条の九の表の改正規定（同表第十号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める部分、同表第十六号及び第三十一号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改める部分、同表第十八号及び第二十三号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める部分並びに同表第二十一号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合又は建築物の」を「容積率、建ぺい率又は」に改める部分に限る。）並びに第四十七条の十三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一二二号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び第四十八条第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従

前の例による。

附 則（平成一八年条例第四三号）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に現に工事中の福島県建築基準法施行条例第四十三条の二の特殊建築物（以下「特殊建築物」という。）及びこの条例の施行前に既に工事が完了した特殊建築物については、改正後の福島県建築基準法施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一九年条例第三五号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第七条及び第二十一条の改正規定は平成十九年四月一日から、第四十七条の十三の改正規定は同年十一月三十日から施行する。

（施行の日＝平成一九年六月二〇日）

附 則（平成一九年条例第七八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の九の改正規定（同条の表七の項に係る部分及び同表二十八の項の次に次のように加える部分に限る。）は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二一年条例第四七号）

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第八〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項第三号の改正規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年一月一八日）

附 則（平成二七年条例第五八号）

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第四十七条の九の表十の項の改正規定並びに第四十七条の十三第一項第七号及び同条第二項第四号の改正規定は、公布の

日から施行する。

附 則（平成二七年条例第一三七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第四六号）

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項第四号の改正規定及び第四十五条第一項の改正規定（「小学校」の下に「及び義務教育学校（前期課程で使用する校舎に限る。）」を加える部分に限る。）については、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第九七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一二七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条の十三の表、第四十七条の九の表及び第四十七条の十三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第七七号）

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）第一条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年条例第九六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第一九号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）第二条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝令和元年六月二五日）

附 則（令和元年条例第六四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第二三号）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第一〇〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第二九号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第一八号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第三七号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。